

『京極大殿御集』の構成と成立に関する試論

文化科学研究科・日本文学研究専攻 高野瀬 恵子

時雨亭叢書七十巻に掲載された『京極大殿御集』は、永仁五（一二九七）年の奥書を持つ所謂承空本の一つで、白河天皇期から堀河天皇期にかけての関白であった藤原師実の家集である。それまで師実の集として研究されてきた伝俊頼筆断簡よりも書写年代は下るが師実集の完本と目される。

この師実の家集は、伝俊頼筆断簡については主として小松茂美氏¹、久曾神昇氏²らによる研究があり、集と歌の内容については久保木哲夫氏³や花上和広氏⁴の研究がある。久保木哲夫氏は、歌集が断簡であった時点で、既にこの集が他撰で編年的な構成であろうことを推察されており、花上氏も歌の詠作年次等の詳しい検討を行っていた。そこへ冷泉家本『京極大殿御集』（以下本稿では『御集』と略称）が公開され、久保木・花上和氏の推察や研究が概ね正しかったことが確かめられた形である。花上氏はまた昨年六月の新しい論文⁵で、『御集』全歌の詠作年次一覧と他出一覧とを示されたほか、詞書に見える人物の呼称が詠作時点のものであること等を分析している。しかし、完本と見られる歌集が現れたことよって新たに生じた幾つかの問題点については、なお検討不十分であるように思われる。その新たな問題点とは、『御集』の歌の配列が編年性を強く意識したものでありながら、詞書に示された詠作年次と史料から見た詠作年次との間にズレがあり、結果として必ずしも詠作年次順になつていない箇所が複数見られること、特に最後の五首は詠作年次や詞書内容等に問題を孕んでいることである。花

上氏の論文は、史料によって明らかになつた事実についてはそれを示すものの、詞書とのズレの問題については言及されていない。本論考の筆者は白河天皇皇女の令子内親王を中心とした文芸活動を研究しているが、令子内親王は師実夫妻に養育された人であり、この集の末尾五首には令子内親王と関わる部分が含まれている。そこで令子内親王家研究の成果を一部用いて、『御集』の歌の配列構成を見直し、集成立の背景にあるものについて考察したことを述べたい。

I 歌の編年配列の実際と問題点

『京極大殿御集』は全三十七首の小さい歌集であるが、師実の十代半ば頃から晩年に至る、師実の生涯をたどるような形になっている。内容は、歌会などの晴れの場の歌や公的な行事に関わる歌ばかりで、題詠が多く、私的な贈答歌はほとんど見られない。以下『御集』翻刻を部分的に示しつつ、検討する。歌番号及び詞書の読点は私に付した。また本稿末尾には、花上氏と異なる観点で整理した一覧表と集の全翻刻を示した。

天喜五年閏三月宇治ニテ山家春残

1 サクラハナチリツ、ノコル山サトニ

スキユクハルハヤトラサリケリ

同年十月十七日庚申落葉有聲

2 コカラシノハケシキミネノモミチハ、
チルヲトタカクキコユナルカナ

名所

3 スマノウラハアマノハラニソカヨフナル
モシホノケフリタ、スタチツ、

花色映月

4 月カケノハレユクマ、ニサクラハナ
ソコトモイト、ミエソワカレヌ

康平四年三月四日宇治ニテ望山花

5 シラクモノタナヒク山ノ山サクラ

イツレヲハナトユキテオラマシ

一番歌は詞書に天喜五(二〇五七)年の歌とするが、「閏三月」が正し
いとすれば、前年の天喜四年の詠作となり、師実はこの天喜四年には
十五歳、権中納言であった。一番歌は「同年十月十七日庚申」とあるが、
十月十七日が庚申に当たるのはまさしく天喜五年である。この一番歌
から二番歌上句にかけては断簡が無く、誤写の有無などは確認出来な
いが、早くも冒頭部から詞書の年次と史実との微妙なズレが存する点
が指摘できる。三番歌は詠作年次不明で、同時詠と見られる他の人物
の歌も見出せない歌であるが、このような例は他に六・七・二〇番が該
当する。四番歌は『新千載集』(春・八三番)に「康平三年三月八日」の
詞書で採録されており、それは『類題鈔(明題抄)』下巻の歌会関連資
料にある「藤大納言会康平三三八序行家 花色映月」によって裏付けら
れる。従って康平三(一〇六〇)年、師実十九歳権大納言時の詠である。
続く五番歌の詞書はその翌年を示す「康平四年三月四日」であり、『御
集』が強く編年性を意識した配列であることを思わせる。

秋花移庭

6 ワカヤトニアキノ、ヘヲハウツセリト

ハナミニユカンヒトニツケトヤ

この六番歌の場合も、年次は示されないが、詠作状況のよく似た歌が『範
永集』に見える。それは次の歌である。

左大臣とのにて野花庭にうつすこゝろ

こゝろありてつゆやおくらむのへよりも

にほひそまさるあきはきのはな

(範永集・一九)

(冷泉家蔵・真観本『範永朝臣集』による)

詞書は同一ではないが、師実の歌は自邸に野の花を移し植えたことを
詠んでおり、範永は左大臣邸に移し植えられた野の花を賛美している。
『範永集』前半部に集中する左大臣関係歌において、「左大臣」は師実
である可能性が高いと思われる。そこで仮に範永歌を同時の詠作と見
た場合、師実の任左大臣は延久元(二〇六九)年、関白を兼ねたのが承
保二(二〇七五)年九月二十六日であるので、六番歌は、康平年間より
後で関白となる以前の詠作となるが、次に述べるように八番歌は承保
二年秋の詠と考えられるので、配列位置として適切であると考えられ
る。

このように注意深く編年配列しているように見える集であるが、八
番一五番にかけては、史実から推定される詠作年次の順にはなつて
いない点が目立つ。

オホ中河ニオハシマシテ水辺紅葉

8 オク山ノミネノモミチハミナソコニ

ナカルトミレトキセキニソヨトム

承保二年四月十八日、清涼殿ニテ、久契明月トイフ題ヲ講セ

ラレケルニヨミ給ケル

9 チトセヘムコトハサラナリキミカヨノ

ヒカリマサレルナツノ月カナ

オナシトシ、ミカリノ行幸ノ日、大井河ニテ

10 カメヤマノモミチハ、ヤク大井河

ナカレテタエヌニシキナリケリ

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜二

11 トキハナルチトセノマツモモロトモニ

ツルノカヒコヲクリカヘシミル

オナシ年九月十三夜月照菊

12 クマモナキコヨヒノ月ニヲシナヘテ

サカリトミユルシラキクノハナ

経年恋

13 年ヲフルオモヒナリケリスルカナル

フシノタカネニタエヌケフリハ

オナシ月十七日中宮ニテ菊契退年

14 ウヘテミムキモヒサシキ菊ノ花

トモニチトセノチキリヲソスル

布曳瀧ミニオハシマシテ

15 サラシケムカヒモアルカナ山ヒメノ

タツネテキツルヌノヒキノタキ

八番歌は先行研究により『水左記』承保二年九月十日条の記事⁸に関わる歌であることが判明している。九番歌は詞書に「承保二年四月十八日」と明示されるが、この詞書は『秋風集』に同内容の詞書で当該歌と公房の歌が見えることから信頼できる。ここは同年の歌とは言え、四月の内裏歌会の歌であった九番歌よりも、九月の歌である八番歌が先に置かれている。次の一〇番歌は、『扶桑略記』承保三年十月二十四日条により承保三年の行幸時の歌と見られるが、詞書では九番歌と「同年」とされ、前年の作として扱われている。これとは逆に一二番〜一四番歌は、『水左記』により、史実としては承保二年の詠作であるはず¹⁰が、一一番詞書を承ける形で「同じ年」（二番）「同じ月」（四番）と示され、

翌年の歌のように扱われている。又一五番の布引滝での歌は、『栄花物語』の記述では承保三年を思わせるが、同行の人物呼称からは承保二年と思われる節もある¹¹。この部分は一二番詞書まで断簡が存するが、両者はほとんど異同がなく、『御集』は最初からこの形であったと見られる。

このような史実から見る詠作年次順と、集における配列との間にズレが見られる現象は、二七番〜三一番あたりにも見られる。

嘉保三年二月廿二日、太上皇東門亭ニ幸シタマヘリケル時、

翫花トイフ事ヲ講セラレケルニ

27 サクラハナオホクノハルニアヒヌレト

キノフケフヲヤタメシニハセム

永長元年中殿ニテ花契千年

28 サキソムルチトセノムメモミツレトモ

チトセノハルニカミサヒヌヘシ

(中略)

閏三月侍ケルトシ、齋院ニマイリタマヒテ女房ノナカニノタ

マハセケル

31 ハルハナヲノコレル物ヲサクハラハナ

シメノウチニハチリハテニケリ

康和元年四月三日齋院ニテ、松映水

32 チハヤフルイツキノ宮ノアリスカハ

マツト、モニソカケハスムヘキ

三二番歌は「閏三月」から寛治八（嘉保元・一〇九四）年の歌と知られ、永長元（一〇九六）年の歌である二七番・二八番歌より以前の歌である。また、二七番詞書には「嘉保三年」とあるが、嘉保三年とは永長元年であり、改元があった年は「元年」で示す姿勢が顕著なこの集で、この二七番歌だけが唯一の例外で不統一である。このように全体として

は注意深く編年的に歌を並べながら、所々に綻びが見えるのが『御集』の構成の一つの特徴と言えよう。

II 詠作年次の詳細に関する私見

次にいくつかの歌の詠作年次や詠作事情について、先行研究とは異なる私見などを述べたい。まず、二一番歌。

寛治元年十一月廿九日鳥羽殿ニテ、松影浮水

21 チトセヘテ花サク松ノイト、シク

ノトケキミツニカケソウツレル

詞書は「十一月廿九日」とあるが、久保木哲夫氏は十一月二十五日か、と推定されている¹²。これは次の『新統古今集』詞書にも十一月とあるのを参考に、十一月で、白河院が鳥羽殿に御幸した日を記録から探った結果である。

寛治元年十一月鳥羽殿にて、松影浮水といふ事を講ぜられけるに
京極前関白太政大臣

千とせへて花さく松のいとどしくのどけき水に影ぞうつれる

(新統古今・賀・七五二)

しかし、次に示すように、白河院の鳥羽御幸はこの前後には頻繁に見られる。以下『中右記』から関係部分のみ抜粋する。

十月一日 暁院有御幸鳥羽殿

三日 今夕還御

十四日 暁院御幸法勝寺并鳥羽殿、夕方還御

廿七日 院・齋宮・姫宮遷御鳥羽殿

廿九日 鳥羽殿有逍遙和歌興

三十日 院・齋宮・姫宮還御

十一月廿五日 暁院有御幸鳥羽殿、入夜還御

十二月十八日 暁院有御幸鳥羽殿

十九日 夕院還御

こうした御幸のうち、「和歌」があったと記録に明記されている日が一つあり、それは十月二十九日、ちょうど『御集』詞書と一月ずれた日である。その前後の記事中、「齋宮」とは前齋宮媞子内親王（白河天皇の第一皇女）であり、「姫宮」とは令子内親王を指す。つまりこの時の御幸は二十七日～三十日までの四日間に渡っており、鳥羽殿に赴いたのも白河院一人ではなく、院の鍾愛する媞子内親王と、師実のもとで養われていた令子内親王も同行したのである。『栄花物語』卷四十（紫野）には、白河院が十月二十二日に行われた大嘗会御禊の後に鳥羽殿に御幸したこと、前齋宮や堀河天皇、令子内親王とも逢うようになったこと等が述べられているが、この記事は主にこの四日間のことを述べていると思われる。院が皇女たちを伴い、しかも「逍遙和歌興」と記されていること、「廿九日」という日付で一致すること等から判断して、この二一番歌の詠作年次としては、十月二十九日のほうがふさわしいであろう。

続いて編集方針と関わる問題を含むと思われる贈答として、二九・三〇番歌、すなわち女房の肥後との贈答歌。

法性寺ノハナサカリナルヲミテ、肥後カタテマツリケル

29 ヨロツヨノハルヲカネタルサクラ花

コスエマサリニサカムトスラム

御カヘシ

30 オホクヨリイハヒヲキタル春ナレト

コスエマサリニハナモサクラム

この贈答を、『御集』は永長元年三月の歌の次に置いている。この歌は次のように『肥後集』にも見られるものである（翻刻は冷泉家本により、異同部分に傍線を付した）。

法性寺はなさかりなるをみて

よろつよのはるをかねたるさくらはな

こすままさりにさかむとすらん

(肥後集・三五)

御返し、さきの大上大臣

おほちよりにほひおきけるはるなれば

こすままさりにはなもさくらむ

(同・三六)

『肥後集』では師実を「さきの大上大臣」と記しているが、師実が太政大臣となったのは寛治二（一〇八八）年十二月十四日、辞したのは翌寛治三年四月二十五日、父の例に倣い短期間で辞している。従って、前太政大臣と呼ばれる師実が花見に行つた時期としては、寛治四年（康和二年）の十一年間が考えられる。但し、師実は寛治四年十二月十日までは摂政、以後は嘉保元年三月九日まで閑白であり、ここでは摂政や閑白である人を前太政大臣と呼んでいることになる。『御集』がこの贈答を永長元年の後に置いたのは、永長元年三月以後の歌とする何らかの根拠があつたことだったのか、それとも、次の三二番「閏三月」の歌とともに、この頃の歌というような気持ちでここに置いたものだろうか。ここだけでははっきりしないが、続く三二番歌は康和元（一〇九九）年四月の歌で、『後二条師通記』に詳しい記録がある³³。この年の六月には、その師通が薨じ、以後撰閑家には政治的に厳しい状況が訪れる。それを考えると、二九・三〇番の贈答が詠まれたのは撰閑家が平穩・安泰であつた康和元年の三月以前、つまり三二番歌よりも前であつたろうと思われる。その意味では『御集』におけるこの贈答歌の配置は、割合に適切であることになる。つまり、一部には史実と照らした場合にズレはあるものの、『御集』の詞書を見てゆくならば、この集が整然とした編年配列を目指して作られたものであることが窺われるし、実際にかなり適切な配列であると言つてよい面が見られる。全体としてはかなり注意をはらつて歌を配列したものと思われるので

ある。

しかし、史実から見た詠作年次の順と多少ズレがある程度で済むのは三二番歌までである。この後には、詠作年次が大きくずれる三三番歌と、さらに二組の贈答が続く。

祝ノコ、ロヨミ給ケル

33 キミカヨノイト、ヒサシクナリヌレハ

チトセノマツモワカハサシケリ

この三三番歌は、久保木秀夫氏の大僧正明尊をめぐる研究³⁴から、康平三年十月二十六日の明尊九十賀における「左大臣」の歌として『平定家朝臣記』に見えることが知られている。作者の左大臣は藤原教通であるが、久保木秀夫氏はこの歌が師実の家集断簡に見え、又『万代集』も師実の歌として扱つてゐること、教通の和歌事績が乏しいこと等から、師実が代作したものと考えられた。康平三年と言えば、四番歌と同じ年である。

そしてこれに続く三四・三五番の贈答歌が、詞書に問題を孕むのである。

二条太皇太后宮高陽院ニハシメテウツリワタラセ給ケル年、

祝ノ哥講セラレケルヲ、ノチニマウシイテラルトテ撰津カモ

トニツカハシケル

34 コノトノ、ハルカニサカユマツノ葉ヲ

チヨノチトセニイハヒコメツ、

御返し 撰津

35 八千年モスムヘキヤトノアルシヲハ

ヨロツヨマテモキミソミルヘキ

この二首は『撰津集』冒頭部にも見える（翻刻は冷泉家本により、適宜読点を付した）。

高陽院にわたらせ給へるはしめに、人、にいはいひのうたよま

せさせ給ひしに

いけ水のすむにしらる、ちとせをは

きみか心にまかせたるへし

(撰津集・一)

そのうたとも申して、とおほせられて、関白との

このとののはるかにさかゆまつの葉の

ちよの千とせにいはひこめつ、

(同・二)

御返し

やちとせもすむへきやとのあるしをは

よろつ代までも君そみるへき

(同・三)

『御集』の詞書は、判読し難い部分を文脈から判断した部分もあるが、「二条太皇太后宮、高陽院に初めて移り渡らせ給ひける後、祝の歌講せられけるを、後に申し出でらるとて、撰津がもとに遣はしける」とある。これと撰津集の詞書とを比べると、この二つは、『御集』が最初に二条太皇太后宮即ち令子内親王の呼び名を示し、それによって主語を示している点異なるが、その他の内容は似た点が多い。では、この贈答は令子内親王が高陽院に移った折の歌かというと、そうではないのである。史実を整理してみると、

①この高陽院は寛治六(一〇九二)年七月に落成した第四次の高陽院である¹⁵。

②令子内親王は寛治三年六月二十八日に齋院に卜定され、寛治五年四月

一五日、二度目の御禊の後、齋院に入った(『後二条師通記』他)。

③師実は師通に関白を譲った後、嘉保二(一〇九五)年正月十日に京極殿に移り、以後は主にここに住んだ。(『中右記』他)

④令子内親王は康和元(一〇九九)年六月十九日に病で齋院を退下した。直後の居所は詳らかではないが、源国信邸に住んだらしく(『中右記』康和四年十一月十七日条)、康和二年一月には京極殿に渡り、二月には師実夫妻と宇治に赴いたこともあった(『殿暦』)。

⑤高陽院は承徳元(二〇九七)年十月十一日(康和二年六月十九日、及び同年八月十六日)四年九月二十五日までの間、里内裏であった。

以上の点から見て、令子内親王が、師実の生前、師実のいる時に高陽院に渡ったことがあるとは考え難く、『殿暦』『中右記』等の史料にもそうした記録は見出せない。従って、『撰津集』の「高陽院に渡らせ給へる」の主語は師実と見るのが自然であり、この贈答は寛治六年七月のものである。しかし、『御集』にこの贈答を書き入れた人物は、『撰津集』を見、撰津が令子内親王家女房であったことから、「渡らせ給ひ」の主語を令子内親王と考えてこのような詞書にし、贈答を採録したのではないだろうか。花上氏は、昨年六月の論文では「二条」が「四条」の誤写である、つまり高陽院に渡ったのは四条宮寛子である可能性を論じている¹⁶が、仮にそうであったとすると、令子内親王家女房である撰津が、主人の令子内親王ではなく四条宮寛子に関わることで師実と贈答し、その歌を自らの集の冒頭に置いたことになるが、そう考えるのはいささか無理があろう。

続いて三六・三七番の贈答歌。

七月七日経信大納言ノモトニノタウヒツカハシケル

36 アラタマルウツエヲツキテ

チトセフルキミカネノヒノ松ヲコソミレ

御返

37 老ラクノウツエツキツ、ワレソイノル

ネノヒノキミカヨハヒニ

『御集』は詞書で「正月」とあるべきところを「七月」とし、また三七番歌には言葉の脱落があるが、伝俊頼筆断簡ではそれぞれ正しく書かれており、これは承空本『御集』の誤写と見られる。ここで『経信集』と比較してみる。(Aは書陵部蔵『大納言経信集』、Bは冷泉家本『師大納言集』により、便宜上『私家集大成』における呼称を添える)

A、(私家集大成の)『経信Ⅲ』

大殿より絵序かきてとてたまはせたりしを、かきてまゐらせたりける、御かへりをかくなむおほせらるゝとて、内侍のふみにかゝれたりし、正月七日なりけるに

あらたまるうつゑをつきてちとせふる

きみかねのひのまつをこそみれ

(経信Ⅲ・五)

御返

おいらくのうづゑつきつ、我そいのる

ねのひのまつはきみかよはひと

(同・六)

B、『経信Ⅱ』

とのよりゑの序かきてとてありしを、かきてまいらせたりしおほむかへりにかくなんおほせらるゝとて、ないしの、ふみにかゝれたりし、正月子日なり

あらたまるうつゑをつきてちとせふる

きみかねのひのまつをこそみれ

(経信Ⅱ・七)

御かへし

おいらくのうづゑをつきてわれもいのる

(同・八)

A・Bによれば、この贈答は経信が師実の依頼で絵序を書いて奉った返事として、師実から「あらたまる卯杖」の歌を贈られ、それに経信が「おいらくの」と返歌したものである。久保木哲夫氏は、この贈答を、二つの詞書の情報を合わせた形で正月七日の子の日の歌と推定し、詠作年次の可能性として承保二年と三年を挙げ、どちらかと言えば承保二年であろう、との考えを示されている¹⁷⁾。しかし、経信集A・Bの詞書前半部、「大殿より絵序かきてとてたまはせたりし」云々に注目すると、『散木奇歌集』との関連が浮かんでくる。(翻刻は書陵部蔵五〇一・七二三により、読点を付した)

大殿より歌絵とおほしく書たる絵を、これ歌よみなしてた

てまつれと仰ありければ、屋のつまに女おとこにあひたるまへに、梅花風にしたかひて男のなをしのうへにちりかゝりたるに、おさなきちこむかひゐて、ちりかゝりたる花をひろひとるかたある所をよめる

梅花ちる木のもとに風ふけは かさねぬさきに袖そかほれる

(散木奇歌集・五四)

これと酷似した詞書前半部を持つ歌がこの他に五首(各季節の箇所配列)あり、又、

故大殿の北の政所より歌絵をたまはりて、これに歌よみあはせてたてまつれとありければ、にはにへといふものすゑたる所に鶴むかひてたてり、空に郭公なくを女なかめてゐたるをよめる

郭公なく一声をしるへにて 心を空にあくからしつる

(散木奇歌集・二五五)

のように「北の政所」が入る詞書も見え、合計七首、「大殿の歌絵」関係歌がある。関根慶子氏が既にその考えを示されているが¹⁸⁾、この『経信集』の歌と『散木奇歌集』の歌を同じ時のものと考えるとする、これらの歌は経信と俊頼の親子が共に師実の依頼に応えることが可能であった時期のものであり、承保期ではないことになる。また、『経信集』の詞書で、師実を「大殿」や「殿」と呼ぶのは、師実が関白となつて以後のことと考えられ、その点からも、承保二年説は消え、少なくとも承保三年正月以降となろう。更に、この贈答歌には子の日のほかに「うづゑ」も詠み込まれており、そこからは子の日の歌とは限らず、卯の日の歌と見ても矛盾しないことになる。『私家集大成』における『経信集』のⅡとⅢ、つまり『師大納言集』と『大納言経信集』とは共に他撰歌集であるが、奥書の内容から、経信自身が生前にある程度整理

して遺した草稿を用いて、没後に身内の人間が纏めたものと考えられる。従って集の詞書は経信自身が書いたと見られる部分と、明らかに編纂者による部分とが混在している。詞書末尾の「正月七日」或いは「正月子の日」が、経信が書き残したものでない可能性もある。こうした状況から、この贈答は例えば正月七日の卯の日のものと見ることもでき、歌絵のことも絡めて考えると、高陽院七番歌合が行われた寛治八（嘉保元）年正月七日の卯の日のものである可能性があることを指摘したい。

参考①嘉保元（一〇九四）年は甲戌で、正月四日が子日、七日が卯日。

（卯年を重視するなら、寛治元（一〇八七）年が丁卯で、正月二日が卯日、十一日が子日。）

参考②『中右記』嘉保元年正月七日条より

「今日依当卯日、作物所献御杖台、案二脚、至於奏者、近代付内侍所敷」

この嘉保元年に師実は五三歳、経信は七八歳を迎えた。互いに卯杖をつきつつ長寿を寿ぐにふさわしい年齢と言えるのではないか。

Ⅲ 『御集』の構成と成立に関する私見

このように分析検討してみると、三二番まで多少のズレはあっても割合に整然と編年配列されていた集は、三三番以降の五首についてはそれまでの配列の仕方とは異なる要素が多い部分と言わざるを得ない。三二番までは、若き日の歌に始まり康和元年五八歳の歌まで、生涯の和歌活動を公的な場における歌で辿る配列でほぼ一貫しているが、三三番歌は四番歌と同年の歌であり、仮に詠作時期不明で適当に配置したとしてもここで無ければならない必然性はないと思われる。例えば松を詠む祝の歌として二一番歌の傍らに置くことも出来るであろう。

又、続く三四・三五番歌は「渡らせたまふ」の主語の取り違いに問題がある。最後の経信との贈答も、詠作年次が承保二・三年でも、嘉保元年頃であっても、強いて末尾に置かなければならない必然性が薄いように思われる。最後の贈答はこの集の他の歌よりやや私的な性格の歌ではあるが、それは二五・二六番の康資王母との贈答歌と、同程度の私的性格であろう。

同月十九日、高陽院ニテ哥合シタマヒケルニ、康資王母ノウス花サクラノ哥ヲ、判者経信大納言クレナキノサクラハ詩

ニハツクリハヘレト哥ニヨミタル事ナムナキト難シ申ケレハ、

アシタニカノ康資王母ノカリノタウヒツカハシケル

25 シラクモハタチヘタツレトクレナキノ

ウスハナサクラコ、ロソ、ム

返

26 シラクモハサモタ、ハタテクレナキノ

イマヒトシホヲキミシソムレハ

この二五・二六番は、高陽院七番歌合で判者経信から論難を受けた康資王母を慰める性格の贈答であるが、例えばこの前後に経信との贈答三六・三七番歌を置くことも可能ではないだろうか。

これらのことから、この最後の五首は三二番まで一度成立した集に、後日、他資料から師実の歌を発見して付け足したのではないかと考えられる。具体的には、三四・三五番は『撰津集』から、三六・三七番は『経信集』等から、それぞれ増補された可能性があると考える。花上氏の先行研究と本稿とは、高陽院に渡った人物についての考え方や三六・三七番歌の詠作年次等で考えを異にするが、その花上氏も、人物呼称の点から最後の二つの贈答部分は、三二番までの詞書と異質な点がある（詠作時点での呼称でない点がある）と述べる。花上氏から見ても最後の二つの贈答には違和感があるわけで、こうした問題点はこ

の部分が増補であると考えた場合は解消する。ではその増補は、誰が、何時行つたのか、ということになるが、三二番までを編年的に配列することに努力した人物が、主語の取り違い問題を含む増補をしたとは考えにくく、おそらく三二番までの編纂者とは別の人物がしたと考ええるほうが妥当ではないか。そして増補が行われたのは、令子内親王を「二条太皇太后宮」と呼ぶことから見て、令子が太皇太后となった長承三（一一三四）年三月十九日以後、伝俊頼筆本が書写されるまでの間となる。また、久保木哲夫氏は『詞花集』（巻一・春）が、『御集』二五番詞書を参考にした可能性に言及されている。

京極前太政大臣家に歌合し侍りけるによめる 康資王母

くれなるのうす花ざくらにはほはずはみなしら雲とみてやすぎまし
この歌を判者大納言経信、くれなるのさくらは詩にはつくれども歌によみたることなむなき、とましなければ、あしたにかのやすすけの王のははのもとへいひつかはしける

京極前太政大臣

しら雲はたちへだつれどくれなるのうすはなざくらこころにぞそむ
返し

返し

しら雲はさもたたばたてくれなるのいまひとしほをきみしそむれば
（詞花集・春・一八～二〇）

久保木哲夫氏はこの『詞花集』一九番歌詞書中の「くれなるのさくらは詩にはつくれども歌によみたることなむなき」に注目し、こうした意見は『御集』と『詞花集』にしか見えないもので、『袋草紙』を含めこの歌合を採録した他の資料類にはないと指摘された¹⁹。これも増補時期の下限を考える材料の一つとなるのではないだろうか。

勿論、最後の五首は増補ではなく、例えば祝の歌として纏めて三二番歌の後に置いた、と考えることも出来ないではない。その場合、整

然とした編年性重視の集の最後に祝の歌を纏めて配置することの必要性や、末尾等に祝の歌を纏めて配した家集を見出して比較検討することなどが求められよう。百首歌などの定数歌、例えば「堀河百首」では最後に「祝詞」題がある。従って編年性はともかく、この百首歌を最後に置く構成の家集があれば、それだけでも祝の歌が巻末にあることになるし、この百首に倣った配列で家集を編めばそれも祝の歌が最後に来ることになる。しかし実際のところ、十一世紀末頃から十二世紀前半期成立の家集で最後に祝の歌（又は祝の趣旨の歌）が見られるのは、『江帥集』のみである。『江帥集』は前半部は匡房自身によって整理された形であるようだが、後半は匡房没後に遺された草稿類を集めた他撰と思われる、最後に鳥羽天皇大嘗会の屏風歌が置かれているので、「祝」題ではないが寿ぎの歌が最後に並んでいる。当然ながら贈答は含まれていないし、『江帥集』が他の家集に影響を及ぼすような一つの型を示しているようにも思われない。

参考までに、巻末ではなく巻頭に「祝」の歌を纏めて置いた例をも検討してみると、二九・三〇番と関わる『肥後集』、及び三四・三五番と関わる『撰津集』がこれに該当している。『肥後集』は第四次高陽院落成後に詠まれたと見られる寿ぎの歌を冒頭に置き、『撰津集』もまた（Ⅱで示したように）「高陽院に渡らせ給へる初め」に関わる三首（前掲）を冒頭に置いている。この二集は成立の時期もほぼ同じ頃と考えられる自撰家集で、成立の背景（集編纂の動機）には師実の薨去が関わっていると考えられる²⁰。また、後者の『撰津集』は編年的配列の家集であるが、冒頭三首の次に「高陽院七番歌合」の歌五首と「関白家に召された月の歌」一首を配しており、祝の歌を巻頭に置く意識と言うよりは、むしろ高陽院と関白家における晴の歌を纏めて冒頭に置いたものと同じことが出来る上に、冒頭部九首を詠作年次順に並べると、師実が高陽院に移った折の歌が最初になるので、結果として祝の歌が冒頭になっ

たと考えられる。実は『御集』の末尾五首も、三六・三七番歌を嘉保元年頃の詠と考えた場合には、詠作年次順となるが、それも推測の域を出ず、年次順が明確に意図されたか否かも判然としない。こうした『肥後集』『撰津集』の例、すなわち撰関家と関わりの深い女房による撰関家の栄華を賛美する意識による家集構成の例が、『御集』の最後の五首について考える際にどこまで参考になるかは微妙であり、これらの家集も、『御集』が末尾に祝の歌を纏めて置いた形であると解釈するため補強材料とはなり得ないのではないだろうか。

なお、最後の五首を祝の歌を纏めた形と解釈する場合は、「二条太皇太后宮」の呼称によつて、『御集』全体の成立が長承三年三月十九日以後ということになる。集の成立はその頃であつても不自然ではないが、最後の五首は増補であると考えるほうが、集の成立時期を含めた多くの点で無理が少ないのではないだろうか。

最後に、この『京極大殿御集』の編纂方法について少し考えたい。この集は、日付などの点も含めて史実と小さなズレがあるケースが多いが、編纂者は、どのような資料によつて、どのように集を編んだのであろうか。考えられることとして、例えば八番から一五番の承保二年と三年の歌は、この時期の歌が多くある点から考えて、この頃の歌会の資料が他の時期のものより多く編纂者の手元に存したことが考えられるが、編纂者は歌の詠作年次が承保二年か三年かを正確に知らずに、或いは年次を誤解して、歌を配列した可能性がある。集は師実死後の編纂であることは確実であろうが、師実が薨じた康和三(一一〇一)年から逆算すると、詠作年次の承保二、三年は二十五年も前になり、仮に師実の死後数年から十数年後の編纂であるとする、承保期から三、四十年余の後のことになるのである。『御集』の成立が師実の薨去時から離れば離れるほど、承保期から遠ざかることになるから、資料そのものにも、資料の扱いにも多少の混乱が生じるのは自然なこと

であろう。

この『御集』に見られる史実とのズレは、編纂者の手元にあつた資料が、日記類等の日次の記録性が強い性格の物ではなく、歌会等の歌を書いた草稿的な物や歌会資料から書写した物であつたために生じたのではないだろうか。久保木哲夫氏が既に指摘していることであるが、『後二条師通記』寛治六年七月七日条及び寛治七年十月三日条には、どちらも師通との贈答の形で、『御集』に見えない師実の歌がある²¹。又、『金葉集』賀の次の贈答歌も贈答は師実の歌と考えられるのだが、やはり『御集』には入っていない。

前々中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに、ゆきふりて侍りければ六条右大臣のもとへつかはしける 宇治前太政大臣

ゆきつもるとしのしるしにいとどしくちとせのまつのはなさ

くぞ見る (金葉集・賀・三二九)

かへし

つもるべしゆきつもるべし君がよはまつのはなさくちたびみるま
で (同・三三〇)

これは白河天皇の中宮賢子の入内に関わる歌で、賢子の養父である師実が、実父の顕房と贈答したものと見られる²²。この贈答は散逸した『師実公記』等には記されていた可能性がある²³。これらの『御集』に入らない歌の存在とその傾向は、『師通記』等、日記類が師実の歌を採る資料とはならなかったことを物語るであろう。

『御集』の歌の他出状況や同時の詠作と思われる歌については、既に花上氏の先行研究もあるが、この集の歌が勅撰集・私撰集及び私家集で見られる例はかなり多く、三十七首中の二十六首で、七割を越える。その二十六首中、勅撰集・私撰集においては『御集』とは異なる資料によつて採録されたと判断できるケースが九例ある。Iで述べた四番歌と『新千載集』のケースがその好例である。また、他の人物の歌で

集の歌と同時の詠作、又は同時詠の可能性のある歌が、勅撰集・私撰集などに見えるケースはもつと多く、贈答歌五組を除く二十七首中で二十一首あり、八割近い。(贈答歌五組も全て他資料、すなわち歴史物語や歌合記録及び贈答相手の家集に見える)。これらの状況から見て、師実歌やその同時詠を採録した勅撰集や私撰集の背後には、選歌資料となった歌会の記録類が相当量存在していたことが推察される。この種の状況証拠と、『御集』の師実歌が題詠や公的な場に於ける歌ばかりであることとを考え合わせると、この集は、例えば歌会の歌の草稿類、或いは歌合記録から題と歌のみを簡略に書写したようなものから、師実の歌を抜き出して編纂した、と考えることも出来るのではないかと思うのである。例えば、きちんとした歌会の記録から採った場合は詠作日時と場所が明確であるが、複数の歌会の歌を簡略に書写したような資料から採った場合は、会の大雑把な時期と歌題は分かり配列位置は決められても、正確な詠作日時等は不明となる可能性がある。勿論これは確たる証拠や根拠がある事ではなく、想像に想像を重ねているに過ぎないが、歌会の歌懐紙は纏められて保管されたと思われるし、その懐紙の束を見て、そこから自身の詠作の参考とするために、或いは和歌の学習の為に、他紙に簡略な形で歌を書写するような人物がいてもおかしくはないのではないか。そしてその種のやや雑多な資料からでも、師実の歌を採ることは可能であったのではないだろうか。

花上氏は、先行する久保木哲夫氏の論を承けて、師実に近い人物が、師実没後のさほど時間が経過していない時点で編纂した、との考えであるが、仮に、歌会の歌懐紙やその簡略な書写資料の類から師実の歌を抜き出して集を編んだと考えるならば、編纂者はそのような資料を多数収集し得た人物、或いはそうした資料を閲覧出来た人物であればよく、必ずしも身近な人物でなくとも編纂が可能であったことになるであろう。

平安期の撰関の家集は師実以前は基本的に贈答歌中心の他撰歌集であり、『一条撰政御集』は物語的改変が考えられ、『御堂関白集』(法成寺入道殿御集)は女房を含む家族集団の歌の記録になっている。師実の孫忠通の家集『多田民治集』は四季や雑などの部類歌集である。『京極大殿御集』は、他撰という点ではこれらの集と同じであるが、収録歌数が少なく、公的な歌中心の編年配列である点に特徴がある。同時代には、『撰津集』五十四首や、『郁芳門院安芸集』六十四首など、小さい家集が他にもあり、中でも『撰津集』は編年の配列である点などにもこの『御集』との共通点が見られる。但し『安芸集』『撰津集』はともに自撰と考えられ、他撰の『御集』とは異なる。『京極大殿御集』は、歌数が少ない編年配列の集という点で、十二世紀前半期らしさを持つのかも知れない。また、小さな家集ながら、公的な歌中心であることから、歌会の場や集の編纂方法など、今後なお検討すべき要素を豊富に持つ歌集であると言えよう。

文中の勅撰集歌の引用は『新編国歌大観』による。

本稿は、平成十九年度第五十三回和歌文学学会大会(十月二十八日 於松江コンベンションビュロー)における口頭発表に基づくものである。当日ご意見・ご指導を賜りました久保木秀夫先生、佐々木孝浩先生、高重久美先生に厚く御礼申し上げます。

注

¹ 『古筆学大成』(一九八九―一九九三年 講談社)

² 『京極関白集切』(『仮名古筆の内容的研究』一九八〇年 ひとく 書房)。なお、小松氏・久曾神氏の他、断簡に関する研究として、久保木哲夫『予楽院模写鑑』と家集切『平安時代私家集の研究』一九八五年 笠間書院)及び、久保木秀夫「散佚家集切集成本文篇」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』二十三号 二〇〇二年)がある。

³ 『京極関白師実とその和歌活動』(山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』一九九一年 汲古書院)

4 「藤原師実の詠歌―集成と考証―」(『都留文科大学大学院紀要』 第八集 二〇〇六年)

5 「『京極大殿御集』の研究」(小久保崇明編『日本語日本文学論集』 二〇〇七年 笠間書院)

6 久保木秀夫「大僧正明尊とその時代」(『国文学研究資料館紀要』 二五号 一九九九年)

7 従来の『範永集』に関連する研究では「左大臣」を頼通とする見解も見られるが、それらは『範永集』全体を読解した上での研究ではなく、他の家集や歌人の研究等で、範永の歌を引いての見解である。『範永集』前半部(九・一六・一九・二一・二三)にのみ登場している「左大臣」は、その前後の歌の内容等も含めて考えても、師実の可能性が高いと考える。ただ、この問題は勅撰集における師実の呼称の問題にも発展するなど、複雑な面もあり、説明と論証に紙数を要する。現在、本稿筆者を含む平安私家集研究会で『範永集』の注釈作業を進めており、「左大臣」問題の詳細は後日述べたい。

8 「天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、桂第而講之、有序代、作者有綱朝臣」

9 「(前略) 行幸大井河。御鷹逍遙也、(後略)」尚、この時の白河院行幸和歌については橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』(一九六六年 武蔵野書院)に言及あり。

10 一二・二三番歌は「水左記」承保二年九月十三日条に「…及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊、経年恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也(以下略)」とあることにより、

一四番歌は同承保二年九月十七日条の「…今日於中宮有和歌、題云、菊契遐年、序題東宮学士匡房也(以下略)」による。

11 『栄花物語』中の師通・雅実・公実の呼称(官職)に従うならば、承保二年六月十三日～同年十月頃との解釈が可能になる。新編日本古典文学全集『栄花物語3』本文及び頭注参照。

12 前掲3の久保木哲夫氏の論文。

13 『師通記』康和元年四月一日条「…於齋院可有和歌、題者余所擇申也、松葉映水、令中将家政覧於殿」、同四月三日条「…未刻参京極殿、人、参会、参齋院小弓、次鞠、殿上人以下所勤仕也、酒希了於簀子敷有管絃事、秉燭之後講和歌、(以下略)」

14 前掲6の論文

15 高陽院は初め頼通により治安元(二〇二二)年に造営されたが、以後ほぼ二十年前後で焼失と再建が繰り返され、師実の代になって第三次のものが承暦四(二〇八〇)年二月六日に焼失した後は十一年間再建に着手されなかった。令子内親王は承暦二(二〇七八)年五月に誕生、生後まもなくから師実夫妻の手で養育されたが、承暦二

四年は高陽院が白河天皇の里内裏であった時期である。
前掲5の論文
前掲3の論文

18 関根慶子氏は『散木奇歌集』の歌と『経信集』の歌(Ⅱ七・八、Ⅲ五・六)との関連を指摘され、「大殿Ⅱ師実」と考えるのが妥当とされる。(『散木奇歌集集注篇』一九九二年 風間書房)

19 前掲3の論文

20 筆者の研究発表「令子内親王家の和歌活動―堀河天皇時代を中心に―」(平成十八年度『中古文学会春季大会研究発表資料』二九頁～三二頁)参照。

21 前掲3の論文
22 前掲3の論文及び新古典文学大系『金葉和歌集 詞花和歌集』の注釈等

『京極大殿御集』 内容整理表 番号欄の○△印はその歌の断簡があるもの（○は全て、△は一部）

番号	詞書の内容	当該歌の他出※	史料により推定される詠作年次など	同時詠（又はその可能性のある歌）
1	天喜五年閏三月 宇治 「山家春残」	なし	「閏三月」ならば天喜四年（閏）が誤りならば天喜五年 師実十五歳 権中納言・左近権中将	和歌一字・322（橘俊綱）は 同時か？
△ 2	同年十月十七日庚申 「落葉有聲」	なし	十月十七日が庚申にあたるのは天喜五年	和歌一字・1007（学頭隆頼）は 同時か？
3○	年次なし 「名所」	なし	史料なし	なし
○ 4	年次なし 「花色映月」	新千載・春上 83	史料なし（新千載・83番詞書に「康平三年三月八日」） 師実十九歳 権大納言	和歌一字・421（平経章）は 同時か？
○ 5	康平四年三月四日 宇治 「望山花」	新古今・春下 102	史料なし（新古今・102番詞書に「内大臣に侍りける時」） 内大臣は康平三年七月十七日（治暦元年六月二日）	なし
○ 6	年次なし 「秋花移庭」	後拾遺・秋上 329	史料なし 〔範永集〕19番歌と関わるならば左大臣の時期	範永集・19は同時か？
7○	年次なし 「船過葦洲」	なし	史料なし	なし
○ 8	年次なし 大井川「水辺紅葉」	なし	『水左記』承保二年九月十日条	金葉・245（源経信） 続古今・564（源俊房）
○ 9	承保二年四月十八日 清涼殿 「久契明月」	秋風・646	史料なし（秋風・646番詞書「承保二年四月十八日 中殿にて、久契明月といふことを講ぜられけるに…」）	玉葉・1068（白河院） 秋風・ 647（藤原公房）、経信Ⅲ・112
○ 10	同年（承保二）大堰河 御狩の行幸	なし	『扶桑略記』承保三年十月二四日	後拾遺・379（白河院） 新勅撰・479（藤原俊家）、 同・480（藤原伊房）
○ 11	承保三年四月三日 中宮皇女降誕第九夜	なし	媼子内親王誕生は承保三年四月五日（今鏡）、又は六日（女院記） 三日は十三日の誤りか？	万代・3767（藤原師通） 秋風・656（藤原実季）

21	20	19	18	17	16	15	14	13	△ 12
寛治元年十一月廿九日 鳥羽殿 「松影浮水」	年次なし「逐夜月明」	九月十三夜「翫月」	中殿にて「花契多春」	応徳元年正月廿一日 六条皇居 子の日	永保元年 内裏にて 「暮天郭公」	布引滝	同じ月十七日 中宮にて 「菊契週年」	「経年恋」	同年（承保三）九月十三夜 「月照菊」
新統古今・賀・ 752	なし	万代・1029 続後撰・328	夫木・春・ 1115	続後拾遺・賀・ 611	続千載・夏・ 254	『栄花物語』 布引滝・614 万代・3213	なし	万代・2157 続後撰・恋・ 775	なし
『中右記』寛治元年十月二九日条、又は同十一月廿五日条 十月か十一月か？（久保木氏は十一月との考え）	史料なし	史料なし 秋風・379（源俊房）の詞書に「九月十三夜に京極の前関白家にて翫月といふことをよみ侍りける」	『江記』応徳元年三月十六日条「内裏和歌会 歌題花契多春」	『百練抄』応徳元年正月二四日条 六条内裏遷幸の二日後 江帥集（9）の詞書「六条内裏子の日」	史料なし 万代・637（藤原伊家）の詞書に「永保元年内裏にて、暮天郭公といふ事を」	『栄花物語』卷三九・布引滝 承保二年 又は三年？ 『栄花』の当該箇所、師通・雅実・公実の呼称により考えると、 承保二年六月十三日〜同十月か	承保二年九月十七日『水左記』 江帥集（113）の詞書に「中宮菊契週年有序鳥羽院」	12番歌と同時（『水左記』）	『水左記』承保二年九月十三日条 師実は承保二年九月二六日、任関白
江帥集（156）経信集（Ⅱ167 Ⅲ194（和歌一字・432））	なし	秋風・379（源俊房） 江帥集（96）	続後撰・1344（源俊明） 続詞花・37（源経信） 和歌一字・834〜836（経信・ 藤原通俊・顕季）	金葉三奏・24及び新古今・728 （源経信） 江帥集（9）	続後拾遺・183（白河院御製） 万代・637（藤原伊家） 秋風・161（藤原実季） 経信集（Ⅱ54、Ⅲ68） 和歌一字・186（藤原顕季）	『栄花物語』卷三九・布引滝 金葉三奏・538（経信）、 万代・1048（高階為家）	秋風・650（師通） 江帥集（113）	後拾遺・661（源俊房） 同・662（源顕房）	経信集（Ⅱ88、Ⅲ121） 康資王母集（30）

○ 33	○ 32	○ 31	30 29	○ 28	27	26 25 ○	○ 24	23 22
年次なし 「祝のこころ」	康和元年四月三日 齋院 〔松映水〕	閏三月ある年 齋院、女房へ	法性寺 花盛りに 29 ↓ 肥後から師実へ 30 ↓ 師実の返歌	永長元年 中殿 〔花契千年〕	嘉保三年二月廿二日 上東門亭御幸「翫花」	同月（寛治八・嘉保元）十九日 高陽院歌合 又の日 25 ↓ 師実から康資王母へ 26 ↓ 康資王母の返歌	嘉保元年八月十五夜 鳥羽殿 〔池上月〕	寛治七年三月十日 上皇法勝寺御幸 常行堂前で鞠 22 ↓ 師実 23 ↓ 白河院
万代・3766 新後拾遺・慶賀 1537	千載・賀616 月詣・73 他	新勅撰・神祇・ 548	肥後集・35 36	なし	千載・春上50 続詞花・39	詞花・春・19 及び20 康資王母集16 及び17	続古今・秋上・ 402 秋風・337	千載・春上43 風雅・春中・ 181 万代・288
『平定家朝臣記』康平三年十一月二十六日条 ただし『平定家朝臣記』では、作者は「左大臣（＝教通）」、 万代集等は作者を師実とする。代作歌か。	『後二条師通記』康和元年四月一日条（出題） 同 三日条（和歌披講）	『中右記』寛治八年閏三月二日条「大殿：次令参齋院給云々」 『続古事談』（卷二） 閏三月は寛治八年	肥後集詞書「法性寺はなさかりなるをみて」	『中右記』嘉保三年三月十一日条に、「…今夕於御前初有和歌： 花契千年」 続後撰・1345（匡房） 詞書は「永長元年三月」	『中右記』嘉保三年二月二日条「京極殿御堂十種供養：御幸」 同・二三日条（和歌披講） 28番と同年であるが、永長元年と表記されていない	『甘巻本類從歌合卷』中「高陽院殿七番和歌合」に記録あり 『今鏡』（藤波の上）（56・57） この年、師実、関白を辞す（五三歳） 三月四日、師通任関白（三三歳）	『中右記』寛治八年八月十五日条 題は「翫池上月」	『中右記』寛治七年三月八日条（師実の歌を記録） 『続古事談』（卷二）（贈答を記録） 師実は関白、五二歳 この日は随身の秦公胤を遣わし鞠を献上した 参考『中右記』同月十日条に「白河院の花見御幸と歌会」記事あり
『平定家朝臣記』藤原頼通、藤原 頼宗、源師房	撰津集（53） 大式集（82） 秋風・624（忠実）	なし	なし（贈答歌のため）	続後撰・1345（匡房）（和歌一字 俊忠集（48）（左少将） ・833）	千載・51（師通）52（藤原基忠） 新古今・1461（源俊房） 和漢兼作・164（藤原季仲）	「高陽院殿七番和歌合」（詳細は略）	金葉・180（白河院）181（源 経信）続拾遺・740（藤原俊忠） 続後拾遺・619（藤原公実） 新千載・2325（藤原忠実）	なし（贈答歌のため） 同月十日の歌会「処処尋花」題の歌 は新勅撰、風雅、秋風等にあり

35 ○	34	二条太皇太后宮 高陽院に初め て渡る祝の歌 34↓師実から撰津 35↓撰津の返歌	撰津集・2 及び3	令子内親王が太皇太后になったのは長承三(一一三四)年 歌そのものは寛治六年七月十日ころのものと思われる (参考『後二条師通記』寛治六年七月十日条ほか)	なし(贈答歌のため)
37 ○	36 ○	七月七日 36↓師実から経信へ 37↓経信の返歌	新千載・慶賀・ 2297 経信集・5、6	正月七日の誤り 詠作年次は承保二年正月七日か(久保本哲夫) 又は、嘉保元年正月七日頃か(高野瀬)	なし(贈答歌のため)

※当該歌の他出状況及び同時詠については、記載事項が多い一部の歌では、スペースの都合で主たるもの(資料の成立年次を重視)のみを示した。

『京極大殿御集』(冷泉家時雨亭文庫蔵) 翻刻

- 1 サクラハナチリツ、ノコル山サトニ
スキユクハルハヤトラサリケリ
家春残
天喜五年閏三月宇治ニテ山
- 2 コカラシノハケシキミネノモミチハ、
チルヲトタカクキコユナルカナ
有聲
同年十月十七日庚申落葉
- 3 スマノウラハアマノハラニソカヨフナル
モシホノケフリタ、スタチツ、
名所
- 4 月カケノハレユクマ、ニサクラハナ
ソコトモイト、ミエソワカレヌ
花色映月
- 5 シラクモノタナヒク山ノ山サクラ
イツレヲハナトユキテオラマシ
望山花
康平四年三月四日宇治ニテ
- 6 ワカヤトニアキノ、ヘヲハウツセリト
ハナミニユカンヒトニツケトヤ
秋花移庭
- 7 カハフネノアシマヲスクルヲトスレト
ユ克蘭カタノミエモセヌカナ
船過蘆洲
- 8 オク山ノミネノモミチハミナソコニ
ナカルトミレトキセキノソヨトム
紅葉
オホ井河ニオハシマシテ水辺
- 9 チトセヘムコトハサラナリキミカヨノ
ヒカリマサレルナツノ月カナ
オナシトシミカリノ行幸ノ日大
井河ニテ
- 10 カメヤマノモミチハ、ヤク大井河
ナカレテタエヌニシキナリケリ
承保三年四月三日中宮皇女降誕
九夜ニ
- 11 トキハナルチトセノマツモモロトモニ
ツルノカヒコヲクリカヘシミル
オナシ年九月十三夜月照菊
- 12 クマモナキコヨヒノ月ニヲシナヘテ
サカリトミユルシラキクノハナ
- 13 年ヲフルオモヒナリケリスルカナル
フシノタカネニタエヌケフリハ
経年恋
オナシ月十七日中宮ニテ菊契
退年
- 14 ウヘテミムキミモヒサシキ菊ノ花
トモニチトセノチキリヲソスル
- 15 サラシケムカヒモアルカナ山ヒメノ
タツネテキツルヌノヒキノタキ
布曳瀧ニオハシマシテ
- 16 人トハテヲノレソナノルホト、キス
クレユクソヲヲスクルヒトコエ
暮天郭公
永保元年 月日内裏ニテ
- 17 モ、シキニネノヒノマツヲヒキウヘテ
キミカチトセソカネテシラル、
居ニテ子日アリケルニ
応徳元年正月廿一日六條皇
- 18 チヨマテトサキノハシムルサクラ花
ミカキカハラニホリウヘシヨリ
中殿ノ御会ニ花契多春
九月十三夜ニ翫月

続後

19 ミカサヤマミネヨリイツル月カケノ
アマツソラニモテリマサルカナ

逐夜月明

20 ミカツキノイテシホトヨリ雲モナク
サヤケサマサルアキノヨナノ

寛治元年十一月廿九日鳥羽殿

ニテ松影浮水

21 チトセヘテ花サク松ノイト、シク
ノトケキミツニカケソウツレル

寛治七年三月十日太上天皇法

勝寺ノ花御覽シケルニ常行堂

ノマヘニテ人ノマリツカウマツリケ
ルニ「隨身公種ヲ御ツカヒニテ鞠ヲ
タテマツラセ給トテ

22 山サクラタツヌルトキハサソハレヌ
オヒノコ、ロノアケカル、カナ

院御カヘシ

23 ヤマフカクタツネニハコテサクラハナ
ナニシコ、ロヲアケカラスラム

嘉保元年八月十五夜鳥羽殿ニテ

池上月

24 オホソラハイケノオモテニクモリナク
コヨビハミチテスメル月カナ

同月ノ十九日高陽院ニテ

哥合シタマヒケルニ康資王母ノウ

ス花サクラノ哥ヲ判者経信

大納言クレナキノサクラハ詩ニハツ

クリハヘレト哥ニヨミタル事ナム

ナキト難シ申ケレハアシタニ

カノ康資王母ノカリノタウヒツカ

ハシケル

25 シラクモハタチヘタツレトクレナキノ

ウスハナサクラコ、ロニソ、ム

返

26 シラクモハサモタ、ハタテクレナキノ

イマヒトシホヲキミシソムレハ

嘉保三年二月廿二日太上天皇

上東門亭ニ幸シタマヘリケル

時翫花トイフ事ヲ講セラレ

ケルニ

27 サクラハナオホクノハルニアヒヌレト

キノフケフヲヤタメシニハセム

永長元年中殿ニテ花契

千年

ワカキ

28 サキシソムルチトセノムメモミツレトモ

チトセノハルニカミサヒヌヘシ

法性寺ノハナサカリナルヨミテ

肥後カタテマツリケル

29 ヨロツヨノハルヲカネタルサクハラ花

コスエマサリニハナモサクラム

御カヘシ

30 オホクヨリイハヒヲキタル春ナレト
コスエマサリニサカムトスラム

閏三月侍ケルトシ齋院ニマイ

リタマヒテ女房ノナカニノタマハセケル

31 ハルハナヲノコレル物ヲサクハラハナ

シメノウチニハチリハテニケリ

康和元年四月三日齋院ニテ

松映水

32 チハヤフルイツキノ宮ノアリスカハ

マツト、モニソカケハスムヘキ

祝ノコ、ロヨミ給ケル

33 キミカヨノイト、ヒサシクナリヌレハ

チトセノマツモワカハサシケリ

二条太皇太后宮高陽院ニハ

シメテウツリワタラセ給ケル年

祝ノ哥講セラレケルヲノチニマウ

シイテラルトテ撰津カモトニツ

カハシケル

34 コノトノ、ハルカニサカユマツノ葉ヲ

チヨノチトセニイハヒコメツ、

御返し 撰津

八千年モスムヘキヤトノアルシヲハ

ヨロツヨマテモキミソミルヘキ

七月七日経信大納言ノモトニ

36

ノタウヒツカハシケル
アラタマルウツエヲツキテ
チトセフルキミカネノヒノ松ヲコソミレ

御返

37
老ラクノウツエツキツ、ワレソイノル
ネノヒノキミカヨハヒニ

京極大殿

宇治殿二男 母贈従二位藤祇子

天喜元年四月廿二日正五位下 元服同 十二

同日昇殿

従四位下 侍従 正四位下自四条宮遷御

上東門院賞二階

左近権中将 従三位十四 近江権守

正三位自四条宮遷幸

一条院賞

同四年月日 任権中納言 中将如元 十五

康平元年月日任権大納言十七

同三年七月十七日内大臣十九

五年四月十二日兼任左近大将廿一

六年 月日 正二位

治暦元年六月三日傳右大臣廿四即叙従一位大将如元

為藏人所別當 兼皇太子傳

延久元年八月廿一日 () 転左大臣大将如元

皇太子 ()

承保元年二月二日服解三月十六日 ()

二年九月廿六日宣旨 () 太政官所申文書

先触左大臣可奉行者

十月廿三日氏長者卅四左右近衛

乘輦於入宮城如旧

同十五日関白十七日辞大将

寛治二年十二月廿四日任太政大臣

嘉保元年三月九日内大臣蒙関白讓給

康和三年正月廿九日於宇治別業出家

二月十三日薨御六十

関白管廿年

永仁五年四月十五日
於西山往生院菊坊
教人書写之訖